



六月二〇日、大阪地方裁判所で、「結婚の自由をすべての人に」裁判の判決が言い渡されました。昨年三月の札幌地方裁判所が、民法が「同性愛者に対する婚姻による生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、憲法十四条一項に違反する」と判断したことから（本誌三十五号）

参照）、全国で二つ目のこの判決は注目されましたが、結果は、憲法に違反しないという残念な内容でした。

判決は、現行法が憲法二十

四条に違反するか否かについては、同条が「両性」や「夫婦」との文言が使われていることや、憲法制定過程でも婚姻が男女間のものであることが当然の前提になっていたことを理由として、憲法二十四条の「婚姻」は異性間の婚姻の

みを指し、同性間の婚姻を含むものではないから、婚姻をするについての自由も異性間にについてのみ及ぶと判断しました。

法の下の平等を定めた憲法十四条に違反するか否かについては、「異性間の婚姻は、男女が生み育てる関係を社会が保護するという合理的な目的により歴史的、伝統的に完全に社会に定着した制度であるのに対し、同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかについては：なお議論の過程にあること、同性愛者であっても除く相手と親密な関係を築く自由は何ら制約されておらず、それ以外の不利益も、民法上の他の制度を用いることによって相当程度解消ないし軽減されていること、法制度としては存在しないものの、多くの地方公共団体において登録パートナーシップ制度を創設する動きが広がっており、国民の理解も進んでいるなど上記の差異はあると言えること等からする

うか。

そもそも、地方公共団体でパートナーシップ制度が広がったのは、国が何ら制度を作ろうとせず議論すらしない中で、当事者や支援者、心ある地方公共団体の長が地道な努力を重ねてきたからです。それを、「だから国会の裁量を超えていない」という認定に使うとは、話が真逆ではないでしょ

全国の原告団もツイッターを開始!

<https://twitter.com/kejisubegenkoku>



時事ネタ WATCH 中高年MSMと暮らし



「結婚の自由をすべての人に」裁判、大阪地裁は憲法違反を認めず。

ジャーナリストの北丸雄二さんも、「同性婚を否定した大阪地裁判決の無限ループ論」で、この点を鋭く批判しています。



<https://webronza.asahi.com/national/articles/2022062900005.html?page=1>

大阪地裁判決は、当事者の切実な声に耳を傾けることなく、「民主的過程」つまりは国会に下駄を預ける形で終わりました。判決の後、全国の裁判の原告も、もっと声を上げていかねば、との思いで、ツイッターを始めました。チェックしていきたいと思います。

全国5都市の裁判所で行われている、【けじすべ】こと「# 結婚の自由をすべての人に」訴訟の原告団です。裁判を通して感じた原告たちの声を、みなさんにお届けします。

要は、国会の議論に委ねると言ふことです。しかし、「民主的過程における自由な議論」が十分に機能していないから、原告は裁判を起こさざるを得なかつたのではなかったでしょうか。全国の次の判決は、十一月に東京地裁でが言い渡しが予定されており、注目されます。